

多重債務の解決方法の理解

2015/9/16

日本司法支援センター常勤弁護士 横堀真美
浅川剛志

第1 「多重債務」とは何か

- *返済を続けることで家計を圧迫していることが多い→法的に債務を整理すべき
- *自己破産・個人再生・特定調停・任意整理をせずに債務を整理できる場合もあるので、これらの制度を活用するため**早い時期に法律相談に誘導していただきたい。**

例 時効の援用

相続の放棄

実は過払いで債務ゼロ

第2 多重債務の問題と弁護士との関わり方

1 債務整理の手順

法律相談して依頼

↓

(法テラスに必要書類を提出・援助開始決定) ←法テラスを利用する場合

↓

弁護士が債権者に受任通知発送 (=債務整理に着手)

↓

債権額の調査

↓

方針選択・手続き開始

2 方針選択について

債務整理4種類の簡単比較

	自己破産	個人再生	特定調停	任意整理
内容	負債をゼロにする 手続き(=免責) *未払いの税金は 残る	負債を圧縮(100 万円か負債額の 5分の1のどちら か高い方)して返 済する手続き	裁判所の調停 委員に間に入っ てもらって業者 と交渉し、返済 額を減らし、返 済期間を延ばす	業者との交渉 によって返済 額を減らし、返 済期間を延ば す
弁護士の関与	要	要	不要	要
裁判所の関与	あり	あり	あり	原則はなし
信用情報への登録 *1	あり	あり	あり	あり
資産の維持	原則できない	できる	できる	できる
裁判所に納める費用 (各地で運用が違う ので本人の住所地を 管轄する裁判所に確 認要。法テラスで立 て替えられる場合あ り。)	必要 (管財人が選任さ れる場合は22万 円程度を申立てま でに積み立てる必 要あり 選任なければ2万 円程度)	必要 (再生委員が選任 される場合は 15-30万円を申立 てまでに積み立て る必要あり 選任なければ1-3 万円程度)	必要 (債権者1社ごと に700円程度)	不要
官報に載るか	載る	載る	載らない	載らない
資格制限 *2	あり	なし	なし	なし
勤務先に知られる か?	知られない	知られない	知られない	知られない
選挙権	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
戸籍	載らない	載らない	載らない	載らない

*1 「信用情報」とは？

債務者の返済能力を判断するための情報を、民間の信用情報機関が登録し、銀行や金融業者間で共有しているもの。貸金業者との取引残高、延滞や債務整理などの事故情報が記載される。過払金返還請求の記録は事故情報として記録しないよう金融庁が指導し

ている。

* 2 「資格制限」とは？

破産手続開始から復権（多くの場合は免責決定の確定）までの間、職業が制限される場合がある。生命保険募集人、損害保険代理人、警備員、証券会社外務員、宅地建物取引主任者、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士等。

株式会社の取締役である場合は、委任関係が自動的に終了してしまうため再度株主総会で選任してもらう手続きが必要になる。

第3 法テラスや弁護士会の具体的利用方法 弁護士へのつなぎ方

(1) 法テラスの無料相談・代理援助制度（法テラスによる弁護士費用立替制度）利用

無料相談

- 資力基準（別紙）の要件を満たす必要あり
- 一つの件（この場合債務整理）について3回まで法律相談無料
- 本人が同意すれば支援者の同席・相談予約の代行も可能。
- 高齢者・障害者については出張相談に対応している地域あり

代理援助制度（法テラスによる弁護士費用立替制度）

☆必要書類

- 本籍・世帯全員の記載がある住民票
- 収入を証明する書類（生保受給証明書、年金額の通知はがき、給与明細3か月分）
- 償還金引落口座登録届出用紙（作成に償還金引落口座の届出印、通帳が必要）
- 債権者一覧表

法テラスを利用する場合の弁護士費用の目安（立替基準）

法テラスHP業務方法書 <http://www.houterasu.or.jp/cont/100642139.pdf>

別表3「代理援助立替基準（6）⑮～⑰」参照

任意整理・特定調停事件	債権者数	1～5社	13万8000円
		6～10社	17万6000円
		11～20社	20万2000円
		21社以上	22万9000円
		* 事件の性質上特に処理が困難なものについては29万1600円まで増額の可能性あり	
自己破産事件	債権者数	1～10社	15万2600円
		11～20社	17万4200円
		21社以上	20万6600円

	* 事件の性質上特に処理が困難なものについては27万5657円まで増額の可能性あり	
民事再生手続	債権者数	15万2600円
	1~10社	17万4200円
	11~20社	20万6600円
	21社以上	
	* 事件の性質上特に処理が困難なものについては27万5657円まで増額の可能性あり	

上記金額につき概ね3年以内での分割償還。猶予・免除制度あり。

- ★過払金を回収した場合、回収した過払金額の15%（交渉のみの場合）又は20%（訴訟提起した場合）を、別途報酬（税別）としてお支払いただく必要があります。
- ★法テラスの無料法律相談を利用した場合、代理援助制度を利用して契約した場合のいずれについても、受任弁護士に対して法テラスから事件処理について指導・指示をすることはできません。

(2)各地の弁護士会クレジット・サラ金無料相談の利用

第3 相談員の皆様にご協力いただきたいこと（弁護士との連携の在り方）

(1) 弁護士関与前

- 情報収集（家計状況、相談者の事情、過去の大まかな借入返済履歴等）
- 本人のケア（不安軽減、弁護士への心理的ハードルを下げること）
- 法律相談、特定調停の案内等適切な橋渡し

(2) 債務整理相談後、手続き中

- 本人のケア（弁護士との仲介、適切な判断をするための助言）
- 方針決定にあたっての判断資料収集
- 裁判所提出用の家計表・返済計画表作成
- 守秘義務へのご理解

(3) 債務整理手続き終了後

- 家計管理が定着しているかを継続的にチェック
- 積み残された問題がないかを確認
- 必要があれば再度の法律相談を本人に勧める

【別紙】資力基準の確認方法 (http://www.houterasu.or.jp/k/taimen_soudan.html)
資力基準に該当しているかどうかは、以下の収入要件と資産要件を満たしているかどうかで判断します。

●【収入要件】

申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の手取り月収額(賞与を含む)が下表の基準を満たしていることが要件となります。離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

人数	手取月収額の基準 注1
1人	18万2,000円以下 (20万200円以下)
2人	25万1,000円以下 (27万6,100円以下)
3人	27万2,000円以下 (29万9,200円以下)
4人	29万9,000円以下 (32万8,900円以下)

人数	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額 注2
1人	4万1,000円以下 (5万3,000円以下)
2人	5万3,000円以下 (6万8,000円以下)
3人	6万6,000円以下 (8万5,000円以下)
4人	7万1,000円以下 (9万2,000円以下)

注1:東京、大阪など生活保護一級地の場合、()内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円(33,000円)を加算します。

注2:申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、()内の基準を適用します。

●【資産要件とは】

申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の保有する現金及び預貯金が下表の基準を満たしていることが要件となります。離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

人数	現金・預貯金合計額の基準 注1
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

注1:3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。